

**【報酬告示の改正案】**

厚生労働大臣が定める一単位の単価

(平成 27 年 4 月施行分)



- 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第九十四号）（抄）【平成二十七年四月一日施行（予定）】  
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）第二号、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）第二号、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）第二号、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二十号）第二号、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）第二号、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二十七号）第二号、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二十八号）第二号及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二十九号）第二号の厚生労働大臣が定める一単位の単価（以下「一単位の単価」という。）は、十円に次の表の上欄に掲げる介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス、同法第四十一条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス、同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援の事業、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス、同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス、同法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援の事業を行う事業所又は同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等を行う介護保険施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）第二号、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）第二号、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）第二号、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二十七号）第二号、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二十八号）第二号及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二十九号）第二号の厚生労働大臣が定める一単位の単価（以下「一単位の単価」という。）は、十円に次の表の上欄に掲げる介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス、同法第四十一条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス、同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援の事業、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス、同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス、同法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援の事業を行う事業所又は同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等を行う介護保険施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p>

一頁

地域区分		サービス種類		割合
一級地	通所介護	千分の千	千分の千	
居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導			
福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与			
短期入所療養介護				
特定施設入居者生活介護				
認知症対応型共同生活介護				
地域密着型特定施設入居者生活介護				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
介護福祉施設サービス				
介護保健施設サービス				
介護療養施設サービス				
介護予防通所介護				
介護予防短期入所療養介護				
介護予防特定施設入居者生活介護				
介護予防認知症対応型共同生活介護				
訪問リハビリテーション				
通所リハビリテーション				
短期入所生活介護				

  

地域区分		サービス種類		割合
一級地	通所介護	千分の千	千分の千	
居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導			
福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与			
短期入所生活介護	短期入所療養介護			
特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護			
認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護			
地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護			
介護老人福祉施設サービス	介護老人福祉施設サービス			
介護保健施設サービス	介護保健施設サービス			
介護療養施設サービス	介護療養施設サービス			
介護予防通所介護	介護予防通所介護			
介護予防短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護			
介護予防特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護			
介護予防認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護			
訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション			
通所リハビリテーション	通所リハビリテーション			
短期入所生活介護	短期入所生活介護			

二頁

三

特定期施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護養生施設サービス 介護予防通所介護  介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護		
訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	千分の千八 十八	千分の千八 十八
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護	千分の千百 十二	千分の千百 十二
特定期施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護養生施設サービス 介護予防通所介護  介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護		
訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 認知症対応型居宅介護 小規模多機能型居宅介護 複合型サービス 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	千分の千八 十八	千分の千八 十八
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護	千分の千百 十二	千分の千百 十二

四頁

三級地	定期巡回・随时対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防支援	千分の千	十八千六百	通所介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	定期巡回・随时対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問看護 介護予防支援	千分の千	十四千五百

五頁

四級地	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随时対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防支援	千分の千	五千八百	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随时対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防支援	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随时対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防支援	千分の千	十六千六百

六頁

	通所介護	短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護  介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護  訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	千分の十五
	通所介護	訪問介護 訪問間入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防支援  居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の千六

七頁

五級地	通所介護	訪問介護 訪問間入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防支援  居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の千八
五級地	通所介護	短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護  短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護	千分の千七

八頁

訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防支援	十五分の千五
訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 介護予防訪問リハビリテーション	十千分の千七

九頁

六級地 居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与 通所介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 介護予防訪問リハビリテーション	千分の千 十七
六級地 居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与 通所介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 複合型サービス 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防支援	千分の千 四千分の千十 七千分の千十

一〇頁

七 級 地	介護予防通所リハビリティーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防支援	千分の四 千分の千	千分の千 千分の十 四
	居宅栄養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅栄養管理指導 介護予防福祉用具貸与	(新設)	(新設)	千分の千 千分の十 四
通所介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防支援	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護	千分の千 千分の十 千分の一 千分の二	千分の千 千分の十 千分の一 千分の二
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

三

三

				介護予防支援	
その他	すべてのサービス				千分の千
二 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。					
一 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。					
地域区分	都道府県	地 域			
二級地	一級地				
三級地	二級地	一級地			
四級地	三級地	二級地			
五級地	四級地	三級地			
茨城県	(削除)	兵庫県	大阪府	守口市、大東市、門真市、四條畷市 西宮市、芦屋市、宝塚市 さいたま市 船橋市、浦安市	
神奈川県	(削除)	千葉県	東京都	立川市、昭島市、東村山市、国立市、東大和市 相模原市、藤沢市、厚木市	
大阪府	(削除)	埼玉県	(削除)	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市	
兵庫県	(削除)	神戸市			
愛知県	名古屋市	神奈川県	鎌倉市	八王子市、武藏野市、府中市、調布市、町田市 小金井市、小平市、日野市、国分寺市、稻城市 西東京市	
		東京都	(新設)	八王子市、立川市、武藏野市、府中市、昭島市 調布市、町田市、小平市、日野市、国分寺市 国立市、狛江市	
		神奈川県	横浜市、川崎市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市		
		兵庫県	兵庫県		
		神奈川県	鎌倉市		
		千葉県	千葉市		
		東京都	東京都		
		大阪府	大阪市</td		

埼玉県	朝霞市、志木市、和光市、新座市		埼玉県	川越市、川口市、所沢市、狭山市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市
千葉県	成田市、佐倉市、習志野市、市原市、四街道市		千葉県	市川市、船橋市、松戸市、習志野市、柏市、浦安市、四街道市
東京都	三鷹市、青梅市、清瀬市、東久留米市、あきる野市、西多摩郡日の出町		東京都	青梅市、福生市、清瀬市、羽村市、あきる野市、西多摩郡日の出町
神奈川県	横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、伊勢原市、座間市、高座郡寒川町		神奈川県	相模原市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町
滋賀県	大津市、草津市		滋賀県	大津市
京都府	京都府		京都府	宇治市
大阪府	堺市、枚方市、茨木市、八尾市、松原市、概ね市、高石市、東大阪市、交野市		大阪府	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、和泉市、羽曳野市、藤井寺市、交野市、大阪狭山市、泉北郡忠岡町
兵庫県	尼崎市、伊丹市、川西市、三田市		兵庫県	伊丹市、川西市、三田市
(削除)	(削除)		奈良県	奈良市、大和郡山市

一五貳

六級地		六級地	
埼玉県	群馬県	栃木県	茨城県
川越市、川口市、行田市、所沢市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見	高崎市	宇都宮市、下野市、下都賀郡野木町	水戸市、日立市、土浦市、古河市、北相馬郡利根町
福岡県	宮城県	(削除)	(削除)
広島県	広島市	北海道	新設
福岡市	仙台市	札幌市	新設
広島県	広島市、安芸郡府中町	茨城県	新設
福岡県	結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、桜川市、つくばみらい市、稲敷郡阿見町、猿島郡境町、北相馬郡利根町	栃木県	宇都宮市、板木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、下野市、下都賀郡壬生町、下都賀郡野木町
福岡県	前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、渋川市、北群馬郡棗原村、佐波郡玉村町、邑楽郡千代田町、邑楽郡大泉町	群馬県	行田市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、入間市、桶川市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、入

一六頁

				市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、北足立郡伊奈町、入間郡三芳町、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡松伏町、杉戸町、北葛飾郡松伏町
千葉県				市川市、松戸市、柏市、八千代市、袖ヶ浦市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町
東京都				福生市、武藏村山市、羽村市、西多摩郡奥多摩町
神奈川県	(削除)			三浦市、秦野市、海老名市、綾瀬市、三浦郡葉山町、中郡大磯町、中郡二宮町、愛甲郡愛川町、愛甲郡清川村
	(削除)			

京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県
宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、八幡市、	彦根市、守山市、栗東市、甲賀市	津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、龜山市	岡崎市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、 豊田市、安城市、西尾市、稻沢市、知立市、愛 西市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市 海部郡大治町、海部郡蟹江町	静岡市	岐阜市

(新設)	(新設)
静岡県	浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、 富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御 殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、田方郡函南 町、駿東郡清水町、駿東郡長泉町、駿東郡小山 町、榛原郡川根本町、周智郡森町
愛知県	豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春 日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊 田市、安城市、西尾市、蒲郡市、大山市、江南 市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市 、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市 、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋 市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、愛 知郡東郷町、西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町 、丹羽郡扶桑町、海部郡蟹江町、海部郡飛島村 、知多郡阿久比町、知多郡東浦町、額田郡幸田 町
三重県	津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、名張市、龟 山市、いなべ市、伊賀市、桑名郡木曽岬町、員 伊郡東員町、三重郡朝日町、三重郡川越町
滋賀県	彦根市、長浜市、草津市、守山市、栗東市、甲 賀市、野洲市、高島市、米原市、犬上郡多賀町
京都府	龜岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、

大阪府	京田辺市、木津川市、相楽郡精華町
兵庫県	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、柏原市、羽曳野市
奈良県	島郡島本町、豊能郡豊能町、豊能郡能勢町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町
和歌山県	明石市、川辺郡猪名川町
広島県	(削除)
安芸郡府中町	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市
和歌山市、橋本市	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市

大阪府	京田辺市、南丹市、木津川市、久世郡久御山町
兵庫県	経ヶ谷郡井手町、綴喜郡宇治田原町、相楽郡笠置町、相楽郡精華町、相楽郡南山城村
奈良県	郡都熊取町、泉南郡田尻町、泉南郡岬町、南河内
和歌山県	柏原市、泉南市、阪南市、豊能郡豊能町、泉州郡千早赤阪村
広島県	姫路市、明石市、加古川市、三木市、高砂市、古郡稻美町、加古郡播磨町
岡山県	天理市、橿原市、桜井市、五條市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山邊郡山添村、生駒郡合町、吉野郡吉野町
和歌山県	平群町、生駒郡三郷町、生駒郡斑鳩町、生駒郡安堵町、橿原郡川西町、橿原郡田原本町、北葛城郡王寺町、北葛城郡広陵町、北葛城郡河合町、吉野郡吉野町
奈良県	天理市、橿原市、桜井市、五條市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山邊郡山添村、生駒郡合町、吉野郡吉野町
和歌山市	北葛城郡王寺町、北葛城郡広陵町、北葛城郡河合町、吉野郡吉野町
岡山県	廿日市市、安芸郡海田町、安芸郡坂町
和歌山市	かづらぎ町

七級地	茨城県	北海道	福岡県	福岡県
栃木県	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
群馬県	札幌市	春日市、大野城市、太宰府市、福津市、糸島市	筑紫郡那珂川町、糟屋郡粕屋町	筑紫郡那珂川町、糸島郡阿見町、糸島郡五瀬町
埼玉県	桶川市	結城市、下妻市、常総市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、筑西市、坂東市、稻敷市、つくばみらい市、東茨城郡大洗町、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、結城郡八千代町、猿島郡五瀬町	みりん市、東茨城郡大洗町、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、結城郡八千代町、猿島郡五瀬町	春日市、大野城市、太宰府市、福津市、糸島市、筑紫郡那珂川町、糟屋郡宇美町、糟屋郡志免町、糟屋郡須恵町
群馬県	前橋市、伊勢崎市、太田市、渋川市、佐波郡玉村町	田原市、さくら市、下都賀郡壬生町	北九州市、飯塚市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、福津市、糸島市、筑紫郡那珂川町、糟屋郡宇美町、糟屋郡志免町、糟屋郡須恵町	周南市
埼玉県	熊谷市、飯能市、深谷市、日高市、入間郡毛呂山町、比企郡越生町、比企郡滑川町、比企郡吉見町	入間郡越生町、比企郡滑川町、比企郡吉見町、比企郡鳴山町、大里郡寄居町	長崎市	福岡県
(新設)	大里郡寄居町	(新設)	長崎市	山口県
(新設)	大里郡寄居町	(新設)	周南市	周南市

千葉県	東京都	太東市、野田市、茂原市、東金市、流山市、我孙子市、鎌ヶ谷市、君津市、八街市、印西市
神奈川県	足柄下郡箱根町	白井市、山武市、大網白里市、長生郡長柄町
新潟県	新潟市	新潟市
富山县	富山市	富山市
石川県	金沢市	金沢市
福井県	福井市	福井市
山梨県	甲府市	甲府市
長野県	長野市、松本市、塩尻市	長野市、松本市、塩尻市
岐阜県	大垣市	大垣市
静岡県	浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、駿河市、袋井市、裾野市、田方郡函南町、駿東郡小山町、榛原郡清水町、駿東郡長泉町、駿東郡小山町、榛原郡	浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、駿河市、袋井市、裾野市、田方郡函南町、駿東郡小山町、榛原郡清水町、駿東郡長泉町、駿東郡小山町、榛原郡

二二頁

愛知県	郡川根本町、周智郡森町
三重県	豊橋市、一宮市、瀬戸市、半田市、豊川市、蒲郡市、大山市、常滑市、江南市、小牧市、新城市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、高浜市、長久手市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町、名張市、いなべ市、伊賀市、桑名郡木曽岬町、知多郡阿久比町、知多郡東浦町、額田郡幸田町、丹羽郡大口町、丹羽郡扶桑町、海部郡飛島村
滋賀県	長浜市、野洲市、湖南市、東近江市
京都府	城陽市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町
大阪府	泉南郡岬町、南河内郡太子町、南河内郡河南町、南河内郡千早赤阪村
兵庫県	姫路市、加古川市、三木市、高砂市、加古郡播磨町、美町、加古郡播磨町
奈良県	天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、山辺郡山添村、生駒郡平群町、生駒郡三郷町、生駒郡斑鳩町、生駒郡安堵町、磯城郡川西町、磯城郡三宅町、磯城郡田原本町

二二頁

備考	この表の下欄に掲げる地域は、平成二十七年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではな い。				
(削除)					
その他	すべての都道府県	香川県	山口県	広島県	岡山県
長崎県	長崎市	高松市	周南市	東広島市、廿日市市、安芸郡海田町、安芸郡坂	町宇陀郡曾爾村、高市郡明日香村、北葛城郡上牧町、北葛城郡王寺町、北葛城郡広陵町、北葛城郡河合町
その他の地域	その他の地域	その他の地域	その他の地域	その他の地域	その他の地域
備考	この表の下欄に掲げる地域は、平成二十四年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではな い。				
三	第一号及び第二号の規定に關わらず、兵庫県伊丹市及び兵庫県西市における一単位の単価は、十円に次の表の上欄に掲げるサ リビス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする				

備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成二十七年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。

**備考** この表の下欄に掲げる地域は、平成二十四年四月一日における当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。

(削除)

一三三頁

サービス種類	割合
居宅療養管理指導	千分の九十一
福祉用具貸与	
介護予防居宅療養管理指導	
介護予防福祉用具貸与	
通所介護	
短期入所生活介護	
短期入所療養介護	
特定施設入居者生活介護	
認知症対応型共同生活介護	
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
介護福祉社施設サービス	
介護保健施設サービス	
介護療養施設サービス	
介護予防通所介護	
介護予防短期入所生活介護	
介護予防特定施設入居者生活介護	
介護予防認知症対応型共同生活介護	
訪問リハビリテーション	
認知症対応型通所介護	

(削除)

小規模多機能型居宅介護 複合型サービス 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防支援	千分の千六十二
--	---	---------

四 第一号及び第二号の規定に関わらず、東京都東大和市、東京都武藏村山市、大阪府泉南郡熊取町及び兵庫県明石市における一単位の単価は、十円に次の表の上欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

サービス種類	割合
居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導	千分の千

二五頁

介護予防福祉用具貸与	通所介護 短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	千分の千二十三
	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 複合型サービス 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	千分の千二十八

二六頁

訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	千分の三十五
夜間対応型訪問介護	居宅介護支援	介護予防訪問介護		
介護予防訪問入浴介護	介護予防訪問看護	介護予防訪問看護		
介護予防支援				